

平成24年10月18日

無料法律相談・リーガルクリニックの実施について

—第13回（2012年度第4回）四国ロースクール無料法律相談会のお知らせ—

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科（四国ロースクール）は、2010年10月より四国弁護士会連合会の協力を得て、臨床法学教育科目（リーガルクリニック・実務講座等）のさらなる充実を図るとともに、法律専門知識を有する集団としての実践活動を通じて地域社会へ貢献することを目的として、四国在住の一般市民の皆様への無料法律相談サービスを実施しています。

無料法律相談は、四国ロースクールの臨床法学教育科目の授業の一環として実施しますので、担当の弁護士または研究者教員とともに学生が陪席し、また相談された事例を匿名化したうえで授業の教材として使用することがあります。

このたび第13回目の無料法律相談会を下記の要領で実施することになりました。報道各社におかれましては、市民の皆様方への周知と参加をはかるべく報道のご協力をお願いいたします。

記

日 時：平成24年10月25日（木）13：30～16：30

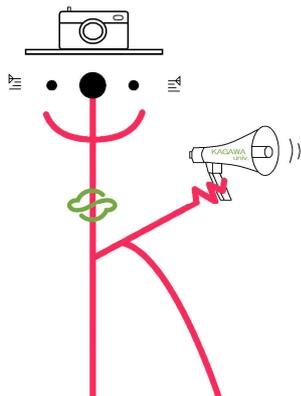
場 所：高松市常磐町1丁目9-31 香川大学ミッド・プラザ

申込先：TEL 087-832-1731（四国ロースクール事務担当）

対象者：四国在住の一般市民の方（事前の申込みが必要です。）

主 宰：香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科（四国ロースクール）

〔申込方法および利用の一般規則等詳しくは、本研究科HPをご覧ください。〕



➤ お問い合わせ先
香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科 新井 信之
TEL：087-832-1753または090-4588-5149
E-mail：arai@ls.kagawa-u.ac.jp



2012年度 四国ロースクール 無料法律相談のご案内

四国ロースクールは、2010年10月より四国弁護士会連合会の協力を得て、臨床法学教育科目(リーガル・クリニック等)のさらなる充実を図るとともに法律専門知識を有する集団としての実践活動を通じて地域社会へ貢献することを目的として、四国在住の一般市民の皆様への無料法律相談サービスを実施しています。

無料法律相談は、四国ロースクールの授業の一環として実施しますので、担当の弁護士または研究者教員とともに学生が陪席し、また相談された事例を匿名化したうえで授業の教材として使用することがあります。この場合、当然のことながら相談を希望される方の事前の同意をいただくとともに、秘密(プライバシー)を厳守し、また陪席する学生には守秘義務を課し誓約書を提出させます。

今年度(2012年度)の無料法律相談を以下の要領で実施いたしますので、市民の皆様方のご利用とご協力をお願い申し上げます。



1. 無料法律相談の実施日程

(1) 日時

第1回	2012年5月24日(木) 13:30~16:30	第4回	2012年10月25日(木) 13:30~16:30
第2回	2012年6月28日(木) 13:30~16:30	第5回	2012年11月22日(木) 13:30~16:30
第3回	2012年7月26日(木) 13:30~16:30	第6回	2012年12月13日(木) 13:30~16:30

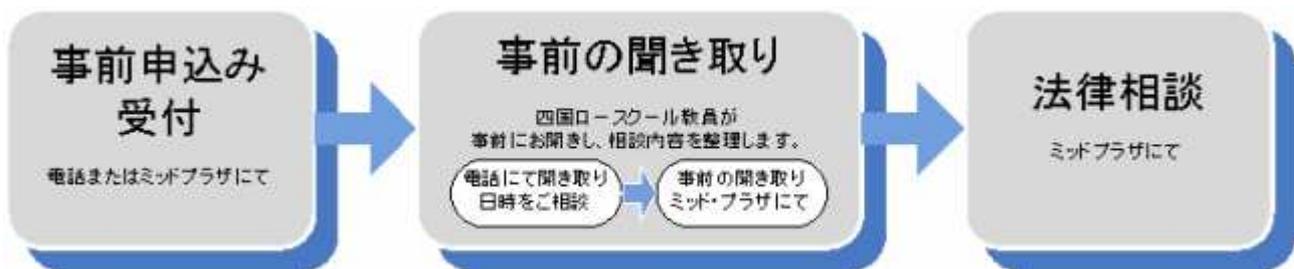
(2) 場所: 高松市常磐町1丁目9-31 香川大学ミッド・プラザ



2. 申し込み方法

電話または現地での申し込み	
(1) 電話	087-832-1731(四国ロースクール事務担当) 受付時間:午前10時～午後4時(土・日・祝日は受付休み)
(2) 現地	香川大学ミッド・プラザ内「四国ロースクール無料法律相談所」 受付時間:午後1時～午後5時(毎日受付)

3. 無料法律相談所ご利用の流れ



4. ご利用にあたって

対象	四国在住の一般市民の方(勤務先が四国地域内の方も含まれます。)
人数	1回9名以内 * 1回の相談会で9名に達した時点で締め切ります。 * 担当弁護士の数によって変更の可能性があります。
相談時間	1人1回30分程度
回数	相談は、案件を問わず原則お1人につき3回までとします。
料金	法律相談は無料です。
順番	予約制です。 四国ロースクールの授業にご協力いただける方を優先させていただきます。
秘密厳守	相談依頼者の秘密は厳守します。 陪席する学生からは「誓約書」をとります。
紛争解決の依頼	法律事務所ではないため紛争解決の依頼はお受けできません。 必要に応じて四国弁護士会連合会所属弁護士の法律事務所を紹介いたします。
相談担当者	弁護士・・・四国弁護士会連合会所属の派遣弁護士

5. お願いと注意事項【必ずお読みください。】

- (1) 事前申込み制ですので、必ず事前にお申し込みください。
最初に電話で連絡されるか、または現地での申し込み手続が必要となります。
- (2) 1回の相談会には定員(9名)がありますので、希望する日にお受けできない場合があります。
- (3) 無料法律相談は、四国ロースクール(法科大学院)の臨床法学教育の授業の一環でもありますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。